

久喜市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行
細則の一部を改正する規則

久喜市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則
(平成22年久喜市規則第116号)の一部を次のように改正する。

様式第1号(裏)及び様式第9号(裏)中「80万」を「障害基礎年金2級の支給額」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過規則)

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の久喜市障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律施行細則様式第1号及び様式第9号により使用されている書類は、この規則による改正後の様式第1号及び様式第9号によるものとみなす。